

議案第 20 号

橋本市産業振興基金条例の一部を改正する条例について

橋本市産業振興基金条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市産業振興基金条例の一部を改正する条例

橋本市産業振興基金条例(平成18年橋本市条例第104号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前				
<p>(設置) 第1条 橋本市の産業振興を図るため、橋本市産業振興基金(以下「基金」という。)を設置する。 (積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、<u>一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)に定める額とする。</u> (運用益金の処理) 第5条 基金の運用から生じる収益は、<u>予算に計上して、基金に編入するものとする。</u> (処分) 第6条 基金は、橋本市の産業振興事業のために必要な財源に充ててる場合に限り、これを処分することができる。</p>	<p>(設置) 第1条 橋本市の産業振興を図るため、<u>別表のとおり橋本市産業振興基金(以下「基金」という。)を設置する。</u> (積立て) 第2条 前条の目的のための寄附金は、<u>基金として積み立てるものとする。</u> (運用益金の処理) 第5条 基金の運用から生じる収益は、<u>一般会計歳入歳出予算に計上して、別表に定める目的のために支出するものとする。</u> 2 前項の規定により支出し、<u>なお剰余金があるときは、基金に積み立てるものとする。</u> (処分) 第6条 基金は、別表に定める目的の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。</p>				
<p>別表(第1条、第5条、第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1034 779 1070 1137">基金名</th> <th data-bbox="1034 174 1070 779">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 779 1145 1137">大家清男商工業振興基金</td> <td data-bbox="1070 174 1145 779">橋本市の商工業の振興に寄与した者を賞するために必要な経費</td> </tr> </tbody> </table>		基金名	目的	大家清男商工業振興基金	橋本市の商工業の振興に寄与した者を賞するために必要な経費
基金名	目的				
大家清男商工業振興基金	橋本市の商工業の振興に寄与した者を賞するために必要な経費				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。